

岩手県告示第620号

県営特定公共賃貸住宅等条例（平成9年岩手県条例第76号）第4条第1項第1号ウの知事が定める基準を次のとおり定める。

令和4年11月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

自ら居住するため住宅を必要とする者であって、現に同居し、又は同居しようとする児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）があるものであること。